

日本スマートハウス協議会規約

(名 称)

第 1条 本会は「日本スマートハウス協議会 英名(THE JAPAN SMART HOUSE ASSOCIATION)
略称 NISHAという。

(事務所)

第 2条 事務所は東京都渋谷区恵比寿3-28-12 ATYビル3階 環境スペース(株)内におく。

(目 的)

第 3条 本会は、設立趣旨に基づいて、エネルギーの有効な活用、創生を求めて、消費者の
目線に立って以下の事を目的として活動する。

- 1、新築・既築住宅の持つ問題を見出しその解決を図る集団を目指す。
世界的な同様の動きに連動、より発展させ、安全なエネルギーの発掘、用途開発、有効利用
等のノウハウを育て、その道のリーダーシップをとる。
- 2、上記の手段を持って住まいづくりにより、消費者の目線での活動・啓蒙を行う。

(活動範囲)

第 4条 前条の目的を達成するために、次の活動と事業を行う。

- 1、会員間での研究・勉強会の開催。
- 2、各種の講習会、講演会の開催。
- 3、外部団体との交流会への参加。
- 4、その他

(会 員)

第 5条 本会の会員は、次の4種類とする

- 1、正会員 本会の目的に賛同し、本会の活動及び事業を推進する為に入会した個人
- 2、協力会員 本会の目的に賛同し、本会の活動及び事業に協力する為に入会した個人
- 3、賛助会員 本会の目的に賛同し、賛助する為に入会した団体・企業
- 4、顧 問 本会が推薦した各界の専門家

(会費等)

第 6条 本会は運営経費として、会員から 理事会で定める入会金、会費を徴収する事が出来る。

- 1、会費は年間 ¥12,000とする。
- 2、入会金は入会時のみ¥10,000とする。
- 3、協力会員は入会時のみ¥5,000とし、会費は年間 ¥6,000とする。
- 4、賛助会員は協賛金として年間 1口¥100,000でいく口でも可能とする。
- 5、振込手数料は各会員負担とする。
- 6、退会時には年会費、入会金、協賛金は返還しない。

(入退会)

第 7条 新会員は既会員2人の推薦且つ理事会で承認を得て入会を認める。又本会が定める退会届
を代表理事に提出して、任意に退会する事が出来る。但しいかなる場合でも会費・入会金
及び協賛金は返還しない。

(理 事)

第 8条 本会に次の理事を置く。

- 1、理事7名以上

- 2、理事のうち1名を代表理事、2名を副代表理事、及び事務局長兼会計担当と監査役の夫々1名を置く。

(選任)

第9条 理事は会員の中から選出する。

- 1、代表理事長、副代表理事長、事務局長兼会計担当及び監査役は理事の互選とする。
- 2、顧問は、理事会で推薦された人物。

(職務)

第10条 代表理事長は、本会を代表し、会務を掌理する。

- 2、副代表理事長は、代表理事を補佐し、代表理事に支障のある時は、その職務を代行する。
- 3、事務局長兼会計担当は、本会の事業運営を推進し、金銭の管理を行う。
- 4、監査役は、本会の会計及び理事の業務執行状況を監査し、不正の事実を発見した時は理事会に報告する。
- 5、顧問は本会の諮問に対してアドバイスする。

(規約の改定)

第11条 理事会で改定案を作成し、総会での承認を受けなければならない。

(理事等の任期)

第12条 理事、事務局長、監査役、顧問の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

- 2、補欠から選任された理事、事務局長、監査役は前任者の残任期間とする。
- 3、理事、事務局長、監査役は、辞任した場合又は任期満了の場合にあっても、後任者が就任まではその職務を行わなければならない。

(理事等の解任)

第13条 理事、事務局長、監査役は、次の一つに該当するときは、任期中でも退任出来る。

- 1、退任の申し出をし、理事会の承認を得た場合。
- 2、本会の名誉を毀損し、その他理事、事務局長、監査役として適当でない場合、理事会で解任する事が出来る。

(委員会)

第14条 本会をサポートする為の委員会を設ける事が出来、理事会が委員長を指名する。

- 2、委員長は会員の中から必要な人材を指名し委員会を組織する。

(会議)

第15条 本会の会議は総会と理事会の2種類とする。

(総会)

第16条 総会は、正会員を持って構成し、通常総会と臨時総会の2種類とする。

- 2、通常総会は、毎年1回、会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。
- 3、臨時総会は、代表理事が認めた時、又は理事会の決議で開催する。
- 4、総会の議長は、総会に出席した理事から選出する。
- 5、総会での議決権は、会員は3票、協力会員は1票、賛助会員は口数に係らず1票を行使出来るものとする。
- 6、総会は正会員数の3分の1の出席で成立し、議決は過半数を持って決する。同数の場合、議長の決することになる。
- 7、出席出来ない正会員は、書面表決（電子メールを含む）及び正会員代理委任を認め、総会に出席したものとみなす。

(理事会)

第17条 理事会は理事を持って構成し、代表理事が召集する。

- 2、理事会は、少なくとも2ヶ月に1回以上開催する。
- 3、理事会の議長は代表理事長若しくは代表理事長が指名したものがあたる。
- 4、理事会の議決は理事の過半数が出席し、その過半数を持つてする。
- 5、出席出来ない理事は書面表決(電子メールを含む)を認め、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会及び理事会の議事録は事務局長並びに事務局長が指名した者が作成する。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第20条 この規定に定めなき事項で、本会運営上必要な事項については代表理事が理事会の決議を受けこれを定めることが出来る。

(規約改定の経緯)

第一回目 2012/02/16 第11回理事会開催時に互理代表理事から以下の条項に対しての提案があり出席した櫻井理事、藤田理事、室井理事及び互理理事4名賛成を得たので変更が決定された。
アンダーライン部分は変更されて箇所。

① (会 員)

第 5条 本会の会員は、次の3→4種類とする

- 1、正会員 本会の目的に賛同し、本会の活動及び事業を推進する為に入会した個人
- 2、協力会員 本会の目的に賛同し、本会の活動及び事業に協力する為に入会した個人
- 2、に新設した条項、以下は項の番号を繰り下げた。

② (会費等) (会員) に協力会員を新設下に伴いその入会金、年会費を定めた。

第 6条 本会は運営経費として、会員から理事会で定める入会金、会費を徴収する事が出来る。

- 1、会費は年間 ¥12,000とする。
- 2、入会金は入会時のみ¥10,000とする。
- 3、協力会員は入会時のみ¥5,000とし、会費は年間 ¥6,000とする。
- 3、に新設した条項、以下は項の番号を繰り下げた。

③ (総 会) (会員) に協力会員を新設下に伴い総会における議決権を定めた。

第16条 総会は、正会員を持って構成し、通常総会と臨時総会の2種類とする。

- 2、通常総会は、毎年1回、会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。
- 3、臨時総会は、代表理事が認めた時、又は理事会の決議で開催する。
- 4、総会の議長は、総会に出席した理事から選出する。
- 5、総会での議決権は、会員は3票、→協力会員は1票、賛助会員は口数に係らず1票を行使出来るものとする。

